

# 河内川ダム建設の無駄と無謀 その②④

河内川ダム建設工事に係る

## 関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 9

（小浜市） 松本 浩

関西電力の第三者委員会の調査発表を受けて、関西電力が公表した「役員報酬カット分の補填(ほてん)約 2億6000万円」の原資も、福井県が施工した河内川ダム建設工事の不正支出金である。

前号予告一覧のうち、今号は下記○印についての報告である（◆印については前号）。

◆ 平成 27 (2015)年 8 月 20 日	20,933,000 円	移設調査工事補償
◆ 平成 28 (2016)年 4 月 22 日	2,893,950 円	移設調査工事補償
・ 平成 28 (2016)年当初予算	11,000,000 円	発電所補償
○ 平成 29 (2017)年 12 月 18 日	54,000,000 円	取水設備工
○ 平成 29 (2017)年 12 月 18 日	36,000,000 円	取水設備工
・ 平成 30 (2019)年 3 月 16 日	5,000,000 円	発電所補償
○ 平成 31 (2019)年 1 月 18 日	32,000,000 円	取水設備工
○ 平成 31 (2019)年 4 月 22 日	48,000,000 円	取水設備工
○ 平成 31 (2019)年 7 月 10 日	49,912,800 円	取水放流設備据付工
合 計	259,739,750 円	( ○印計 219,913,000 円 )

河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所の「第 1 回補償協議」は、平成 23 年 12 月 6 日（火）午後 1 時から関西電力京都支店においてダム建設事務所今安次長以下 6 名が出席して開かれた。

席上、関西電力から「河内川ダム建設事業に伴う熊川発電所の補償等に関する覚書」骨子案等が提出され協議された。

同骨子案には、「いただいている」と表現された「熊川発電所取水設備等移設計画書(以下移設計画書)」(19 頁の図面)が添付されていた。

**注)** 高浜町などでは、森山栄治元助役が関与して作成された報告書などを受領した際、役場は「報告書をちょうだいしています」などと表現して丁重に扱うのが通常。

第 1 回補償協議会で合意された「発電所取水設備等の移設」に関する骨子案の第 2 条は「甲（関西電力）は、ダム事業に伴い影響を受ける熊川発電所の取水設備および導水路の一部を移設（以下「取水設備等の移設」という）するものとし、乙（福井県）はこれに要

する費用(調査及び設計に要する費用を含む)を甲に補償する」としている。

翌、平成 24 年 6 月 29 日に福井県と関西電力の間で結ばれた「熊川発電所の補償に関する覚書」は、この骨子案をほぼそのまま引き継ぎ、以後、この覚書は「原覚書」と呼ばれて神聖化され関西電力との補償交渉のすべての場面で福井県を呪縛する。

「原覚書」の第 2 条一は「取水設備等の移設」について次のように規定する。

「甲は、ダム事業に伴い影響を受ける発電所の設備等（取水設備および導水路等）を移設するものとし、乙はこの機能回復に要する費用（仮移設に要する費用も含む）を金銭により補償する」。

筆者はこれまで、多目的ダム本体に付属する発電導水路分流設備も、熊川発電所から見れば発電所の「取水設備」に外ならないという主張が関西電力側からなされた結果、ダム本体工事で施工される発電導水路分流施設に発電所の「取水設備」が重ねられて、後者の工事代金が違法二重に支出されることとなっ

たと主張してきたが、新たに開示された 19 頁の図面によれば、発電所「取水設備」を二重に重ねたのは、ダム本体の導水路分流設備ではなく、実に、発電所自体の「付替導水路

等」であったと判明した。

19 頁の図面「発電設備」の「取水設備移設」は、以後、「取水設備」と「付替水路」の二つの工事を言い表すこととなる。

## 1) 発電設備の取水設備工について。-----

ダム本体に取り付けられる取水放流設備は本来は一体のものであるが、河内川ダムの取水放流設備工事の場合、平成 26 年度の工事請負契約の締結に際して放流設備工事と取水設備工事の二つに分割して発注された。

放流設備工事は、工期が平成 26 年 8 月 7 日着工～平成 29 年 3 月 24 日完成。

取水設備工事は、工期が平成 26 年 9 月 6 日着工～平成 31 年 5 月 31 日完成。

受注業者は共に佐藤鉄工（株）・福井鐵工（株）特定 JV である。

取水設備工事の工期が 3 年余り長く設定されており、工事完成後の平成 29 年度以降の請負工事代金も前もって年度毎に割り振られている。

取水設備工事請負代金額 ¥386,316,000 円

上記代金の支払い年度区分

平成 26 年度 35,000,000 円

平成 27 年度 50,000,000 円

平成 28 年度 90,000,000 円

平成 29 年度 90,000,000 円

平成 30 年度 80,000,000 円

平成 31 年度 41,316,000 円

〃 変更 49,912,800 円

(平成 28 年 3 月 18 日変更)

平成 29 年 3 月に福井県が国（基本設計会議）に提出した「報告書 5 工事の進捗状況③放流設備及び取水設備」は、「取水設備としては、選択取水ゲート 1 門（側壁付円形多段式ゲート）がある。取水設備は平成 29 年 3 月に完了した」と報告している。

つまり、ダム本体の取水設備工事は平成 28 年度で完成したので、平成 29 年度以降 3 ヶ年の工事予算 219,913,000 円には代価たる工事の実体がない（カラエ事）のである。

福井県は、上記請負契約に基づいて取水設備工事完了後も「取水設備工事」に係る補助金（55 %）交付を国に申請し、国交省はこれを承認、交付した。

そして、福井県のカラ工事への補助金交付申請と交付決定は次のように実行された。

① 平成 29 年 4 月 3 日 補助金交付申請、同日交付決定。「取水設備製作工」90,000 千円

〃 12 月 18 日 54,000,000 円 支払い

〃 12 月 18 日 36,000,000 円 支払い

② 平成 30 年 4 月 2 日 補助金交付申請、4 月 17 日交付決定。

「取水設備製作工」80,000 千円

〃 31 年 1 月 18 日 32,000,000 円 支払い

〃 4 月 22 日 48,000,000 円 支払い

③ 平成 31 年 4 月 1 日 補助金交付申請、4 月 26 日交付決定。

「取水放流設備据付工」49,913 千円

〃 7 月 10 日 49,913,000 円 支払い

以上、河内川ダム建設工事の「取水設備工」完了後、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度の 3 ヶ年に福井県が支出した「取水設備製作工」及び「取水放流設備据付工」名目の補償工事代金の合計は 219,913,000 円、約 2 億 2000 万円に達している。

上記①②③の「工事請負契約書及び工事台帳」の開示請求に対して福井県は、令和元年 12 月 23 日付けで「非公開決定通知書」を送付してきた。

公開しない理由は「公開請求に係る公文書が存在しないため」、「平成 26 年 9 月 6 日着工～令和元年 5 月 31 日竣工（取水設備工事）により契約した工事の一部であり、公開請求対象の金額のみの契約書及び工事台帳は作成していないため」存在しないと、非公開処分の理由が説明されていた。

熊川発電所のダム補償工事にかかる 2 億 2000 万円の「取水設備移設」工事が、請負契約の締結もなく工事管理台帳への記載もなく支出されている。

この 2 億 2000 万円は、名目上の受注業者（佐藤鉄工・福井鐵工 JV）に一旦振り込まれた後、関西電力に流れた税務処理の必要がない裏金である。

佐藤鉄工・福井鐵工 JV にかかる法人所得税の措置と見られる奇妙な支出がある。

平成 30 年 4 月 16 日に取水設備製作工 54,000,000 円が支出されているが、同年度の取水設備製作工予算の 80,000 千円は、上記

②で示したように 32,000 千円と 48,000 千円が別途支払われているので、同 54,000,000 円は予算外の支出である。

## 2) 発電設備の付替水路工について (次号)

イメージ(設計図作成後修正)

別添 1 「熊川発電所取水設備等移設計画書」

